

## 令和元年度第1回【第14回】島根県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和元年6月14日（金）14：00～16：00

開催場所：ホテル白鳥

出席者：委員 12名

日本年金機構 6名

1. 開会 松江年金事務所副所長
2. あいさつ 松江年金事務所長  
中国地域部長
3. 委員紹介 出席委員、欠席委員及び代理出席者の報告
4. 議事

（議事に入る前に）

運営調整会議設置要綱の改正について事務局より説明（全国国民年金基金創設に伴う推薦機関名の変更）、改正事項について了承いただいた。

議事1 平成30年度島根県地域年金展開事業の事業実施結果について

資料4 島根県地域年金事業調整会議（令和元年度第1回資料）

- ・事務局より資料4の平成30年度事業実施結果について説明、資料5から資料10について実施結果の概要を説明
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

議事2 令和元年度島根県地域年金展開事業の事業実施について

資料4 島根県地域年金事業調整会議（令和元年度第1回資料）

- ・事務局より資料4令和元年度事業計画について説明
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

議題3 その他

- ・特になし

## ■主な意見・要望・質問

### 《平成 30 年度の事業実施結果について》

#### ◆石橋委員（社会保険委員会連合会）

外国人に対する加入手続き等の周知取組みに関して、入国された外国人にとって、国民年金保険料等を支払うことは大きな負担になると思います。年金制度に対する理解を得るためには、加入して保険料を納付しなければならないことだけでなく、脱退一時金制度の仕組みや帰国後の請求方法など、丁寧な説明が必要ではないかと思います。

#### ◇事務局

外国人が企業で雇用されている期間は厚生年金保険に加入いただくが、入国から就職するまでと離職から出国するまでの間は国民年金に加入いただく必要があります、この間の手続きについて、関係機関などへ周知協力を依頼しています。

なお、この期間は収入を得ることができない期間になり、実際は加入と保険料免除の手続きをお願いすることになります。

#### ◆足立委員（島根県年金受給者協会）

平成 30 年度には当協会の理事会や総会において、年金制度説明会を提供いただきありがとうございました。回を重ねるごとに親しみが増したのか、年金に関する質問など、私ども役員にも多くいただくようになりました。その都度、年金事務所へ相談するよう促しています。引き続きよろしくお願いします。

#### ◇事務局

年金制度説明会の開催を契機に、年金の仕組みや手続きについて話題になることは、説明する側としても励みになります。今後ともよろしくお願いします。

#### ◆森岡委員（島根県社会保険労務士会）

島根県における年金受給権者に対する年金請求件数や決定件数、並びにその率などは公表されているのでしょうか。

#### ◇事務局

当機構から年金請求書をターンアラウンド方式で送付するなど、年金受給権者に年金請求を促す取組みを行っています。本日は年金請求書の提出率等の資料を持ち合わせておりません。

#### ◆森岡委員（島根県社会保険労務士会）

社会保険労務士として高齢者に対して様々な場面で年金請求について尋ねると、年金請求されていない方、又は年金請求をしないという方が意外にあるという印象を持っています。

若年層に対しては、先ほどの年金セミナーなど実施されていますが、年金受給年齢に近い方々を対象に、年金請求手続きに関する説明会を実施するなど、検討されてはどうかと思います。

#### ◇事務局

機構としても年金受給年齢に近い方々に対する年金制度説明会については、そのようなニーズも含め、必要性については認識しております。どのような形で実施できるのか、私どもの体制や社会保険協会が実施されている「シニアライフセミナー」との連携も含めて検討していきたいと考えます。

### 《令和元年度実施計画について》

#### ◆沖田委員（島根県社会保険協会）

島根県は、国民年金の納付率が全国において全国1位であり、年金所得の割合が対県民所得比と対家計最終消費支出比において高いのですが、このことを一般県民はあまり知らないと思われます。このような状況について、報道機関等利用して積極的に周知することで、更なる納付率の向上につながると思うので、ご検討いただきたい。

#### ◆高尾委員（島根県商工会議所連合会）

一般向けのポスター・チラシの広報については、あまり目立たない感がありますが、メインの広報としてお考えでしょうか。以前、新聞記事として連載された年金コラムはとても良い取り組みだったように思います。SNSを利用した広報も必要ですが、市町村広報誌など紙媒体を利用した広報も積極的に取り組まれたら良いと思います。

#### ◇事務局

ポスター・チラシについては、自治体、関係機関、公共交通機関、金融機関や企業個々に対して周知協力の依頼をさせていただいています。

新聞や市町村広報誌など紙媒体を利用した広報については、先方の都合や費用面で課題がありますが、ご意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

#### ◆飯野委員長（島根大学）

最近は「YouTube」を利用した動画配信による広報手段もあります。若者向けの広報手段としては有効なのかもしれません。動画作成の手間はかかるが、費用はかからないので、色々と工夫していくのも有りではないか。

#### ◆船田委員（協会けんぽ島根支部）

年金委員に対して、適用から給付まで幅広い事業内容の協力を求められているが、各企業における年金委員の負担を考えて内容を縛った方がよいと考えます。

◆菅原委員（中国四国厚生局）

今年の年の１０月から、２０歳到達者については国民年金制度の加入勧奨を止めて、原則職権適用を行うことになり、２０歳到達が窓口に出向く機会がなくなります。

今までは、加入手続き窓口に来た際に併せて学生納付特例の申請を行うことができたが、その機会がなくなることについての対策は検討されているか。

厚生局としては、学生納付特例事務法人の指定拡大に取り組んでいきたいと考えているので、学生納付特例制度の周知広報と併せて機構と連携して取り組んでいきたい

◇事務局

現時点で具体的な対策等について機構本部から示されていません。厚生局の取組に対しては協力していきたい。